

郡山市上下水道局公告第 206 号

次のとおり制限付一般競争入札を執行する。

令和 7 年 3 月 25 日

郡山市上下水道事業管理者 野 崎 弘 志

第 1 制限付一般競争入札に付する事項

契約番号	第25900064号
業務委託名	局庁舎清掃等業務及びビル管理業務委託（長期継続契約）
施行場所	郡山市豊田町 地内
委託期間	令和 7 年 6 月 1 日から令和10年 5 月 31日まで
業種	建物清掃
業務概要	郡山市上下水道局庁舎、浄水管理棟、北庁舎（別棟）、水質検査棟の清掃業務及びビル管理業務一式
支払条件	分割払（36回）
最低制限価格	本業務委託は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第 167 条の10第 2 項の規定に基づき、最低制限価格を設定する。

- ※ 1 本委託業務は、電子入札により執行するものとし、郡山市上下水道局業務委託電子入札実施要領（令和 2 年 4 月 1 日制定。以下「実施要領」という。）第 6 条に基づき、入札手続は原則として電子入札システムを利用して行うものとする。
- ※ 2 電子入札システムの利用時間は、原則として午前 8 時 30 分から午後 8 時まで（郡山市の休日を定める条例（平成 2 年郡山市条例第 7 号）第 1 条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）とする。
- ※ 3 設計図書等は、入札情報公開システムの「物品・役務」の入口から閲覧すること。
- ※ 4 入札参加に関する様式については、郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。
- ※ 5 本件は、施行令第 167 条の17及び郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号。以下「規則」という。）第42条の 2 に基づく長期継続契約である。
- ※ 6 郡山市公契約条例（平成28年郡山市条例第64号。以下「条例」という。）第11条に該当する業務委託に係る契約の入札である。

第 2 入札方法及び入札期間

- 1 入札方法 電子入札システムにより入札書を提出するものとする。
- 2 入札期間 入札参加資格を有する者につき、その確認結果通知後から令和 7 年 4 月 23 日（水）午後 4 時まで

第3 開札場所及び開札日時

- 1 場所 郡山市上下水道局庁舎3階 上下水道局総務課
- 2 日時 令和7年4月24日（木）午前9時

第4 入札に参加する者に必要な資格

本業務委託の入札に参加する者に必要な資格は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 業務委託の建物清掃において、郡山市一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査等に関する要綱（令和6年9月6日制定）に基づく認定を受け、令和7・8年度競争入札参加有資格業者名簿に登録されている者であること。
- 3 郡山市上下水道局業務委託契約に係る指名停止等措置要綱（平成21年10月30日制定。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止期間中の者（入札日までに指名停止基準に該当することとなった者を含む。）でないこと。
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- 5 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- 6 平成27年度以降に、一契約金額300万円以上の建物清掃業務を元請として施行した実績のある者であること。ただし、この場合における契約金額は、12か月分相当で算出するものとする。
- 7 郡山市内に本店又は営業所等を有する者であること。
- 8 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合にあっては、その組合員が本業務委託入札に参加していないこと。

第5 設計図書等の閲覧

入札参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、公告の日から令和7年4月9日（水）まで（市の休日を除く。）の間に本業務委託に係る設計図書等を情報公開システム（利用時間は午前6時から午後11時まで）において閲覧することができる。

第6 入札参加の申込み

- 1 入札参加希望者は、設計図書等の内容を確認した後、この公告中第4に掲げる資格基準について、電子入札システムにより入札参加申請書及び入札参加資格確認資料（以下「確認申請書等」という。）を郡山市上下水道事業管理者に提出し、当該委託業務に係る入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。（申請書等は市ウェブサイトからダウンロードすること。）
- ※ 入札参加資格確認資料の電子ファイルの容量（ファイルは複数添付可）が合計で3メガバイトを超える場合は、「入札参加資格確認資料は紙提出」と記載した申請書のみを電子入札システムにより提出し、紙提出の入札参加資格確認資料を、申請期間内に郡山市上下水道局総務課へ持参するものとする。

2 確認申請書等の受付

申請期間は、公告の日から令和7年4月9日（水）午後4時まで（市の休日を除く。）の、電子入札システム利用時間内とする。

3 確認結果の通知

郡山市上下水道事業管理者は、入札参加希望者の入札参加資格の有無を確認したときは、その結果を令和7年4月16日（水）までに電子入札システムにより通知するものとする。

第7 設計図書等に対する質疑応答

- 1 仕様書等に対する質問がある場合は、設計図書等質問書を公告の日から令和7年4月1日（火）午後4時まで（市の休日を除く。）に電子入札システムにより提出するものとする。（質問書は市ウェブサイトからダウンロードすること。）
- 2 質問に対する回答は、令和7年4月4日（金）までに回答書を電子入札システムで公開するとともに、郡山市上下水道局総務課において閲覧に供するものとする。

第8 入札保証金

免除とする。

なお、免除する場合において、落札者が契約を締結しない場合（この公告第13第3項に掲げる要件により契約を締結しない場合を除く。）は、納付しないこととした入札保証金と同等の金額を郡山市上下水道局へ納めること。

第9 入札書に入力する金額

当該契約は、長期継続契約であるため入札書へ記載する金額は、年額で記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札書に記載する金額は、当該10パーセントに相当する額を除いた金額とすること。

第10 入札の中止等

本業務委託に関し、公正な入札の執行が妨げられると認められるときは、入札を中止若しくは延期し、又は入札方法について変更することがある。

なお、電子入札システム等にシステム障害等やむを得ない事情が生じた場合は、開札日時を延期し、又は紙による入札に変更することがある。

第11 入札の無効

- 1 この公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに電子入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- 2 郡山市上下水道局業務委託電子入札参加者心得（令和2年4月1日制定）第10条及び郡山市上下水道局業務委託入札参加者心得（令和5年10月1日制定）第7条に該当する入札は無効とする。

第12 落札者の決定

- 1 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者とする。ただし、落札者となるべき同価の入札を

した者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。

- 2 入札回数は、原則2回を限度とする。ただし、再度入札を執行しても落札者がいない場合は、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第8号の規定により随意契約とすることがある。（見積書の提出は、原則として2回までとする。）

なお、再度の入札及び見積合せに係る入札書及び見積書の提出日時等（原則として開札日と同日）については、電子入札システムにより通知するものとする。

第13 契約締結及び契約書の作成

- 1 落札者の決定後、速やかに行われなければならない。
- 2 契約書を作成するものとする。
- 3 落札決定から契約締結までの間に、落札者が次の要件のいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
 - (1) この公告中第4に掲げる資格のいずれかの要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けたとき。（指名停止基準に該当することとなったときを含む。）
 - (3) 契約の履行が困難であると認められる事由が生じたとき。
- 4 前項の規定により契約を締結しなかった場合には、郡山市上下水道局は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

第14 契約保証金

免除とする。

第15 入札に関する注意事項

- 1 入札書には、任意のくじ番号を入力すること。
- 2 その他必要な事項は、郡山市上下水道局契約規程（昭和42年郡山市水道局規程第8号）、郡山市上下水道局業務委託契約に係る制限付一般競争入札実施要綱（平成21年10月1日制定）、実施要領、郡山市上下水道局業務委託入札参加者心得及び郡山市上下水道局業務委託電子入札参加者心得による。

第16 その他

- 1 電子入札システムの利用には、ICカードの準備、PC環境の設定及び電子入札システム利用者登録が必要となる。詳しくは、郡山市ウェブサイトを確認すること。
- 2 本業務委託は、郡山市公契約条例（平成28年郡山市条例第64号）に規定する公契約であることから、当該条例の趣旨をよく理解し、遵守すること。
- 3 落札者が契約を締結しない場合（この公告第13第3項に掲げる要件により契約を締結しない場合を除く。）は、指名停止要綱に基づき指名停止措置を行うことがある。
- 4 その他不明な点については、郡山市上下水道局総務課契約係（電話：024-932-7643）まで問い合わせること。